

滋慶医療科学大学院大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

滋慶医療科学大学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、滋慶医療科学大学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、医療安全管理学とその一分野としての医療経営管理学を教育研究する、我が国で唯一の職種横断型の修士課程大学院大学であることを個性・特色として平成 23(2011)年 4月に開学し、このことを反映した大学の使命・目的及び研究科の教育研究目的を掲げている。大学の使命・目的及び教育研究目的は、学校教育法及び大学院設置基準等の法令に適合し、学則上に明確に定められている。また、大学案内や学生便覧などに簡潔な文章で明示され、学内外へ公表・周知されている。大学では、医学・医療技術の急速な変化や医療安全の価値変化などの時代の要請に対応するために、将来計画委員会を中心として、教育研究目的や教育内容の見直しについての検討を進めており、平成 28(2016)年度中には、教育研究目的及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を新たに策定することとしている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、大学案内や募集要項などに周知・公表されており、大学の特色から、受験生のほとんどが社会人選抜入学試験により受験している。選抜試験は、公正かつ適切な体制で行われ、入学定員に対する学生受入数は、概ね確保されている。教育課程は、学生個々の研究課題に基づき 2 分野に分かれて、各々必要とされる実践的科目を受講し専門性を究められるように編成されている。教授方法の工夫として、全科目のシラバスには授業概要のみならず到達目標が設定され、各々の授業科目の目的に合致した教育指導方法が選択されている。また、入学試験合格者に対して、アドバイザーとなる専任教員が決定され、入学前から当該学生の履修科目の相談や研究課題の設定、研究指導教員への引継ぎ等の学修支援を行っている。学生相談については、指導教員、事務職員等が随時対応し、心理面での支援は、隣接する「滋慶トータルサポートセンター(JTSC)新大阪」において、常駐のカウンセラーが個別相談に応じている。教育研究環境は、小規模な入学定員ではあるが、図書館、自習室なども整備されており、各教育施設・設備の安全性、バリアフリーなども配慮されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の経営・管理については、教育基本法、私立学校法、大学設置基準などの関係法令を遵守して行われており、教育情報及び財務情報はホームページ等に適切に公表されている。理事会と研究科教授会等との意思疎通及び連携の強化を図るため、「大学院大学運営会議」が設けられ、学長のリーダーシップの発揮と業務執行体制を確保している。大学の事

務部門は少人数で構成されているが、法人事務局と連携することにより、効率的に業務や研修を行っている。大学単体としての財務状況は、学生生徒等納付金収入には限界があるため、収支バランスを確保することは困難な状況にあるが、法人全体では安定した財務基盤を確立しており、大学に対しては、法人全体としての適切な財政支援が行われている。会計処理は、経理関係諸規則にのっとり適正に行われ、会計監査は、監事監査及び公認会計士監査等複数の視点による体制が整備されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会を中心とした学内関係委員会と大学事務部及び法人事務局の協働で実施されており、平成 26(2014)年度に、「平成 25(2013)年度自己点検評価書」を作成し、冊子として教職員や法人関係者などに配付し公表されている。自己点検・評価の基礎となるデータや資料等は、学内関係委員会、事務局等で収集・分析・保管している。これらのデータ等はエビデンスとして信頼できるものであり、学内情報共有サイトで情報を共有している。大学で実施された自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会から学長へ答申し、学長はこの点検・評価結果に基づき、改善のための計画を策定し、学内関係委員会と連携して活動する PDCA サイクルが構築されている。

総じて、大学は、「医療安全管理学のスペシャリスト養成を目的とする大学院大学」としての使命・目的の達成に向けて、理事長及び学長のリーダーシップにより、適切な運営が行われている。今後、教育研究目的を踏まえた三つの方針が改訂されることにより、更に充実した教育研究展開が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携と研究活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、平成 23(2011)年 4 月に開学した大学院大学であり、「学園の教育理念である『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安

全を希求する精神と知力を育成すること」を使命・目的としている。

また、研究科は、「医療安全管理学及び医療安全管理学に立脚した医療経営管理学に関する高度の専門性が求められる職業を担うための人材を養成し、又はこれらの専門分野における研究能力を培うこと」を教育研究目的としている。

大学の使命・目的及び研究科の教育研究目的は、学則第1条及び第2条第2項にそれぞれ定められ、大学案内、ホームページ、学生便覧等に簡潔な文章で明記されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、医療安全管理学とその一分野としての医療経営管理学を教育研究する、我が国で唯一の職種横断型の修士課程大学院大学であることを個性・特色としており、このことを反映した大学の使命・目的及び研究科の教育研究目的を掲げている。

また、大学の使命・目的及び教育研究目的は、学校教育法及び大学院設置基準等の法令に適合し、寄附行為及び学則に明記されている。

大学では、医学・医療技術とその周辺科学技術の急速な変化や高齢社会における医療安全の価値変化など、時代の要請に対応するため、将来計画委員会を中心とした学内関係委員会等において、建学の理念は不変のものと考えつつ、教育研究目的や教育内容の見直しについての検討を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育研究目的の策定や改定については、研究科教授会等において審議了承され、最終的に理事会で決定するものであることから、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

大学の使命・目的及び教育研究目的は、大学案内、ホームページ、広報誌「滋慶大学院

新聞」等において公表・周知されている。また、入学式等の式典の際には、理事長及び学長の式辞等の中において、関係者に周知を図っている。

大学は、将来計画委員会を中心として、平成 29(2017)年度から 5 年間の次期中期計画の検討を行っている。この計画を反映させた教育研究目的及び三つの方針を平成 28(2016)年度中に策定し、速やかに公表することとしている。

大学は修士課程 1 研究科のみの大学院大学であるため、大学の使命・目的及び研究科の教育研究目的と教育研究組織構成とは一体となっている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学案内、募集要項等に記して周知を図っており、入試相談及びオープンキャンパスにおいても、その説明を行っている。

入学者選抜試験は、一般選抜入学試験と社会人選抜入学試験があり、拡大入試委員会において採点委員から評価結果と講評が発表され、合否判定は審議、決定される。入学試験問題は、入試委員長から委嘱された学内の専任教員が合議して作成する。大学の入学定員に対する学生受入数は、収容定員に対して適切に確保されている。

学生募集対策として、近畿圏の医療機関への訪問活動を教職員が行い、また、法人が主体となって開催する「就職フェア」では、出展する医療機関・福祉施設等に大学案内等を配付するなどして入学者受入れの方針に沿った学生数確保に努めている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学は教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを大学ホームページ、大学案内等に示している。1年間の取得単位の上限を定めるキャップ制が履修等に関する規則に定められ、学生便覧にも明記されている。

学生個々の研究課題に基づき2分野に分かれて、各々必要とされる実践的科目を受講し専門性を究められるよう教育課程が編成されている。教授方法の工夫として、全科目のシラバスには授業概要のみならず到達目標が設定され、各々の授業科目の目的に合致した教育指導方法が選択されている。「地域包括ケアと医療安全に関する協議会」を開催し、大学の教育・研究活動やカリキュラムに関する外部からの意見を聴取する機会を設けている。ファカルティ・ディベロップメント委員会が主催するFD(Faculty Development)研修等においては、学内外の教員のプレゼンテーションを聞く機会を設けるなど、授業方法の改善を支援している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目2-3を満たしている。

【理由】

入学試験合格者に対しては、アドバイザーとなる専任教員が決定され、入学前から履修科目の相談、研究課題の設定、研究指導教員への引継ぎ等を行っている。指導教員は修士論文発表の公聴会まで研究を支援し、学年担任は学生の学修面、生活面の相談を行い、全ての科目担当者はオフィスアワーを設けている。また、事務部窓口もその他多様な学生相談に対応している。

学生の勤務状況や家庭事情等に合わせて、長期履修制度を設けている。各種アンケート等の結果を活用し学修支援を行っている。大学院修了生が、科目のファシリテータ等として授業支援を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目2-4を満たしている。

【理由】

授業科目の成績評価は学則において定められ、特別演習及び課題研究以外の全ての科目の成績評価基準は学則に規定されており、授業科目のシラバスにも明記され、学生便覧及びホームページに公表されている。

シラバスは、評価のポイントや授業時間外に必要な学修についても記載されている。成

績評価は、成績通知書として学生に配付され、学生自身が履修状況を把握できるようにしている。ディプロマポリシーはホームページ、大学案内等に公表されている。修士学位論文の作成について、入試合格後に研究課題を設定する段階から、最終的に修士学位論文を提出し、学位記を授与されるまでの流れが学生便覧に記載されている。修士学位論文の学位審査は、「学位規程」「修士学位論文の学位審査に関する指針」に基づき行われる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

職業を有している社会人が学生の大半であり、修了することによりキャリアアップを図っている。学生が就職・転職を希望する場合は、指導教員とともに学生生活委員会やキャリアセンターを活用し相談に対応している。

修了生のキャリアアップの状況を把握するため、職位の変化、転職の状況、研究活動状況などに関するアンケート調査を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育・研究活動を検証するため、大学院修了生に対してアンケートを実施し、各種委員会で資料として活用している。FD委員会、学生生活委員会が行っている、「学生生活に関するアンケート調査」と「学生生活満足度調査」の調査結果は、教職員間で情報を共有し改善に向けて活用するとともに、大学の回答として学生ロビーの掲示板に公表している。

教育目的の達成状況の評価するため、FD委員会が実施しているカリキュラム・アンケートの結果は、グループワークやロールプレイなどアクティブ・ラーニングに活用し、また、多くの科目で授業の改善対策に利用している。科目担当の教員に対しては、当該科目の評価値と全体の評価平均値の一覧及びコメントをシートにしたものを配付し、フィードバックを行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活委員会は、年間計画を作成し、学生の奨学金給付・貸与など経済的支援、学修支援の充実に努めている。学生生活に関する意見・要望の把握は、「学生生活に関するアンケート調査」「学生生活満足度調査」また、自習室内に意見箱を設置して学生からの意見をくみ上げることで、問題解決に努めている。各学年には学生のクラス代表 2 人が選出され、クラス内の情報共有やクラスと教員との窓口としての役割を果たしている。学生相談は指導教員、担任、事務職員等が対応し、心身の健康支援等は、医師、看護師の資格を持つ教員と「滋慶トータルサポートセンター(JTSC)新大阪」内の常駐のカウンセラーにより個別相談を実施する体制が整えられ学生・教職員の相談に対応している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員は全員博士学位を所有しており、大学院設置基準に定める人数を超える教員を配置し、授業科目の担当及び学生の修士学位論文指導のため特別演習と課題研究を担当している。

大学における教員の採用及び昇任については、「教員等選考基準」及び「教員等の任用及び昇任手続に関する規程」に基づいて実施されている。教員評価については、受講生による評価と研究面における評価は、毎年研究業績集を作成し同僚評価を行うとともに、ホームページ等に公表している。社会貢献については、教授会において教員に対する兼業依頼を審議し承認を行っている。

大学では、教員の教育指導・研究指導等の能力向上を目的とした研修をすべて FD 研修と位置付け、FD 委員会が学長・研究科長と連携して企画運営を行っている。多様な背景を持つ学生が、学際的な学問を学修・研究するに当たり、専門外の分野についての基礎的な知識を習得できるよう、複数の概論科目やリメディアル科目を開講している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学校舎は、制振構造であり「防火・防災管理規程」を整備し、消防避難訓練及び消火訓練を実施するとともに、防災マニュアルブックを教職員に配付し災害時の対応について啓発している。

図書館には司書が常駐し、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」が利用可能であり、学生は無線 LAN により学内どこからでも電子ジャーナルなどにアクセスすることが可能である。学生の利便性を考え、ポスターを印刷できる大判プリンターを設置している。

エレベータや身障者用トイレ、身障者用駐車場、視覚が不自由な人の誘導用ブロック等を設置し、バリアフリーにも配慮している。履修科目の学生数は適切な管理が行われている。

【優れた点】

○学生自習室には大学院生全員の机とロッカーを用意しており、自主学習の環境が十分に整えられている点は評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 3 条に法人の設置目的を定め、この目的のもと、大学の経営・運営は、寄附行為の他、法人及び大学の定める諸規則に基づき行われている。

法人事務局は、大学及び法人内各専門学校の事務局と連携して 5 か年の中期計画を策定

し継続的な努力を行っている。法人や大学の諸規則は、学校教育法や私立学校法、大学院設置基準などに基づき制定・運用されている。

また、人権、安全への配慮は「個人情報保護基本規程」「ハラスメント防止規程」を定め行うとともに、情報公開については、学校教育法施行規則に指定されている教育情報の9項目の公表と過去5年間の財務状況の年次推移をホームページで行っており、内容・方法ともに適切である。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人の最高意思決定機関である理事会は、通常年3回開催され、法令及び寄附行為を順守して運営されている。役員は寄附行為において理事7人、監事2人と定められており、理事会への出席率も高い。理事会では、事業計画、予算、決算、重要な規則の改廃など重要事項の審議と意思決定がなされており、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は校務をつかさどり所属職員を統督する旨学則に定められるとともに、理事会と研究科教授会等との意思疎通及び連携の強化を図るため設けられた「大学院大学運営会議」で議長となるなど、リーダーシップが発揮できる業務執行体制を確保している。また、法人の業務決裁規則及び業務委任規則においても適切に位置付けられ決裁権を有している。加えて、学長は入試委員会と将来計画委員会の委員長として議長に就くなど校務運営にリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学校法人の管理部門である理事会と、教学部門を担当する研究科教授会等との意思疎通及び連携の強化を目的として、大学院大学運営会議が設けられている。月 1 回を定例として行われる大学院大学運営会議の審議事項は研究科教授会に報告され、また重要な案件については理事会にも報告がなされており、法人と大学のコミュニケーションは確保されている。

監事は寄附行為に基づき 2 人選任されており、監事監査規則に沿った監査を行うとともに常時 2 人が理事会に出席し、決算理事会においては、業務監査及び会計監査についての報告を行っている。

小規模大学であることを生かして、教職員は複数の委員会委員を務め、意見表明の機会を十分与えられており、多くの意見が出る仕組みができています。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の事務部門は、小規模な大学院大学であり、事務職員は少人数で構成されている。職員は各々複数の業務を分担し、基本的には「学校法人大阪滋慶学園事務組織規則」にのっとり、教育研究支援、学生支援等の業務を行っている。また、式典関係や行政機関等への届出業務等、法人事務局との関連が深い業務については、法人事務局と連携して行われている。

職員の採用や昇進、異動等は就業規則に基づいて行われており、職員の研修については、法人が主催する内部研修（広報研修等）や日本私立大学協会等が主催する外部研修へ参加し、参加者は研修内容を文書で報告することにより事務部内にて情報の共有を図っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学は、法人全体で作成している平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度の中期計画に基づき、学校ごとに編成される各年度の予算により財務運営を行っている。

大学単体としての財務状況は、学生定員数も少なく学生生徒等納付金収入には限界があり、科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得してはいるが、収支バランスの確保は困難な現況にある。なお、大学開設時において、法人全体で大学に対する財政支援を行うことを理事会で決議しており、これに基づいた財務運営が行われている。

一方、法人全体では、大学が開学した平成 23(2011)年度から 5 年間で、全体の学生数が約 1,000 人増加し、安定した学生生徒等納付金収入が得られている。また、貸借対照表上においても、資産総額は毎年増加しており安定した財務体質を維持している。

【参考意見】

○大学単体としての安定的な財務運営のためには、引続き、法人全体としての大学に対する財政支援の充実に配慮されたい。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

大学は、学校法人会計基準、「学校法人大阪滋慶学園経理規則」及び「学校法人大阪滋慶学園経理規則施行細則」等の経理関係諸規則にのっとり、適正な会計処理を実施している。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査、私立学校法及び寄附行為に基づく監事による監査、「学校法人大阪滋慶学園内部監査規則」に基づく内部監査室による監査を実施しており、複数の視点による監査体制が整備されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に関する体制は、「自己点検・評価委員会規程」に定め、自己点検・評価委員会を中心として、各委員会と大学事務部及び法人事務局の協働で実施されている。

自己点検評価書に基づき、自己点検・評価委員会は学長に対して中長期計画の策定の早期化のため、将来構想委員会（現・将来計画委員会）の活動推進を提言し平成 27(2015)年度から本格的に活動を開始した。将来計画委員会では、「教育」「研究」「社会貢献」「組織運営」の4つのワーキンググループを立上げ、各ワーキンググループが検討した内容は委員長（学長）を通して研究科教授会に報告されて、大学の中長期計画策定の基礎資料となっている。

それぞれの業務区分に応じて、各委員会等を通じ全学的に毎年継続して自己点検・評価作業を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の基礎となるデータや資料等は、各委員会、事務局等で収集・分析・保管している。これらのデータ等はエビデンスとして信頼できるものである。

カリキュラム・アンケートや「学生生活満足度調査」等の結果は、研究科教授会に報告され、教職員に共有されるとともに、学内情報共有サイトに掲載している。学生に対しては、学生ロビーに掲示してフィードバックを行っている。また、平成27(2015)年にはIR(Institutional Research)に関するワーキンググループを発足させ、自己点検・評価委員会と連携し必要な情報の収集と分析を始めている。

自己点検・評価については、当該委員会を中心とした学内関係委員会と大学事務部並びに法人事務局の協働で実施されており、平成 26(2014)年度には「平成 25(2013)年度自己点検評価書」を作成し、冊子として教職員や法人関係者などに配付し公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価委員会規程」で、点検・評価結果を学長へ答申することが委員会の所管事項の一つと定められている。学長はこの点検・評価結果に基づき、改善のための計画を策定し、各委員会等と連携して活動する PDCA サイクルが構築されている。

また、各委員会では自己点検・評価が活動内容とされており、年度末に当該年度の総括を行い、自己点検・評価を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携と研究活動

A-1 大学が持つ物的・人的資源による社会貢献活動

- A-1-① 医療安全実践教育研究会の設立と運営
- A-1-② 医療安全関連の教育・研究に関する情報発信
- A-1-③ 医療の質・安全学会への貢献

【概評】

大学の使命と目的に基づいて、医療安全管理学の教育と研究を行うとともに医療安全の実践的リーダー人材の育成を目指している。「医療安全実践教育研究会」を設立して、大学から積極的に情報発信を行い、この分野を牽引する指導的な役割を担っている。研究活動を通じて、大学の使命・目的を広く社会に周知し、現場との教育・研究連携の推進を図っている。また、医療機関における医療安全教育の実態調査を行い、調査結果を「第2回医療安全実践教育研究会学術集会」において報告している。なお、結果と提言については、調査に協力を得た医療機関に郵送でフィードバックを行い、大学のホームページにも概要を公表している。

「医療の質・安全学会」へ大学から多くの研究発表を行い、研究成果を挙げている。大学へ入学してくる学生は社会人であり、看護師、臨床工学技士、作業療法士などの専門職であり、セミナーによるディスカッションにより、多職種理解と広い視野に繋がっている。リハビリテーション領域をはじめとして、地域包括ケアシステムに向けての教育体制を検討している。